

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究試料取扱実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究試料取扱規程(以下「規程」という。)に基づき、本学における研究試料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(研究試料を外部機関に提供する場合の届出書)

第2条 規程第5条第1項第1号に規定する研究試料を外部機関に提供する場合は、当該届出を、様式第1号により行うものとする。

(研究試料提供契約の対象適格の認定に対する通知)

第3条 規程第6条第2項に規定する通知は、前条で届出された様式第1号に次の各号の

処理をし、当該届出を行った作製者に返却することで行うものとする。

- (1) 部局の長が研究試料提供契約の対象適格がある旨の認定を行った場合、当該届出書の所定の認定者の欄に捺印をし、認定日付を記すものとする。
- (2) 部局の長が研究試料提供契約の対象適格がない旨の認定を行った場合、当該届出書の所定の認定者の欄に捺印をすることなく、かつ、認定日付を記すことをしないものとする。

(学術研究機関及びその他の外部機関に対する無償の研究試料提供契約の締結)

第4条 研究試料の提供に係る研究試料提供契約のうち、学術研究機関に対し、無償で、職員等の作製に係る研究試料の提供をする場合の研究試料提供契約については、規程第8条第1項の規定にかかわらず、知的財産本部長は、その権限において、当該研究試料の作製者が属する部局の長に、その記名捺印又は署名をもって、契約を締結させることができるものとする。

2 学術研究機関を除く、その他の外部機関に対し、無償で、職員等の作製に係る研究試料の提供をする場合の研究試料提供契約については、規程第8条第1項の規定にかかわらず、知的財産本部長は、その権限において、自己を名義者とし、その記名捺印又は署名をもって、契約を締結させることができるものとする。

(研究試料の提供に係る研究試料提供契約書)

第5条 規程第8条に規定する研究試料提供契約は、次の各号の様式により行うものとする。

- (1) 様式第2号の1：非営利研究目的型(和文)
- (2) 様式第2号の2：非営利研究目的型(英文)
- (3) 様式第3号の1：上記非営利研究目的型(和文)の誓約書形式(和文)

- (4) 様式第 3 号の 2 : 上記非営利研究目的型 (英文) 簡略形式 (英文)
- (5) 様式第 4 号の 1 : 営利研究目的型 (和文)
- (6) 様式第 4 号の 2 : 営利研究目的型 (英文)

(外部機関から研究試料を受領する場合の届出書)

第 6 条 外部機関から研究試料を受領する場合、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究成果物取扱規程第 1 2 条の規定に基づき、当該届出を、様式第 5 号により行うものとする。

(外部機関からの研究試料受領契約の締結)

第 7 条 外部機関からの研究試料受領契約の締結については、規程第 8 条を準用する。この場合において、規程第 8 条第 1 項中「研究試料を提供する」とあるのは「研究試料を受領する」と、第 3 項中「研究資料の提供について」とあるのは「研究試料の受領について」と読み替えるものとする。

(学術研究機関及びその他の外部機関からの無償の研究試料受領契約の締結)

第 8 条 学術研究機関から、無償で、研究試料を受領する場合については、知的財産本部長は、その権限において、当該研究試料の提供を受ける職員等が属する部局の長に、その記名捺印又は署名をもって、契約を締結させることのできるものとする。

- 2 学術研究機関を除く、その他の外部機関から研究試料を受領する研究試料受領契約については、知的財産本部長は、その権限において自己を名義者とし、その記名捺印又は署名をもって締結するものとする。

(研究資料提供奨励金)

第 9 条 規程第 1 0 条第 1 項に規定する研究試料の作成者に支給する研究資料提供奨励金は、研究試料の作製者が複数人からなる場合、研究試料作製に際しての各作製者の貢献度に応じ、各作製者間で分配されるものとする。

附則

この細則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。